

幹部隊員用
(服務參考資料)

服務ハンドブック



人事教育局

目 次

1	はじめに	1
2	服務の基本	3
	(1) 服務の本旨	4
	(2) 自衛官の心がまえ	5
	(3) 服務の宣誓	14
3	指揮監督義務	17
4	服務に関する事項	20
	(1) 職務遂行上における服務に関する事項	20
	ア 勤務態勢・勤務時間	20
	① 勤務態勢・勤務時間・休暇	20
	② 勤務の本旨	21
	③ 海外渡航の承認	21
	④ 正当な理由のない欠勤、帰(着)隊時刻遅延	23
	イ 指定場所に居住する義務	24
	① 営舎内居住	24
	② 営舎外居住	26
	③ 営舎外居住許可の取消	28
	④ 営舎外居住者の居住場所	28
	⑤ 住所届出	29
	⑥ 不正外出	29
	ウ 職務遂行の義務	30
	エ 特別勤務者の心構え	30
	オ 上官の命令に服従する義務	31
	カ 私的制裁の禁止	33
	キ 品位を保つ義務	35
	① 品位を保つ義務	35
	② 制服着用の義務	36

ク	秘密を守る義務	37
ケ	個人情報保護	42
①	定義	42
②	個人情報の取扱い	43
③	開示請求権	46
コ	職務に専念する義務	46
①	兼職	48
②	停職者の服務	49
③	療養の場合	50
カ	自衛隊の物品等の管理	51
①	自衛隊の物品等の管理	51
②	人集積の管理	52
③	国家公務員宿舎の管理	53
シ	自衛隊自倫理	54
ス	金品等の取扱い	71
①	取柄等	71
②	公金官物の不法領得	74
③	業務上横領	77
④	調達経理取扱い違反	78
セ	告発に関する事項	79
ソ	隊員の遵守事項	82
タ	試験管理	83
(2)	職務遂行以外における服務に関する事項	85
ア	政治的行為の制限	85
①	政治的目的の定義	86
②	政治的行為の定義	88
イ	私企業からの隔離	90
ウ	他の職又は事業の関与制限	94
エ	団体の結成等の禁止	95
オ	セクシュアル・ハラスメントの防止	96
①	セクシュアル・ハラスメントの定義	96
②	職員の責務等	98

カ	恐喝、傷害、交通法規違反等	101
①	恐喝、横領	101
②	傷害、暴行、脅迫	102
③	過失傷害致死	104
④	私有車両による悪質な交通法規違反	105
キ	私行上の非行	108
①	飲酒に関する事項	108
②	賭(と)博	109
③	公然わいせつ等	110
④	スローカー行為	112
⑤	迷惑行為等	116
⑥	淫行等	119
⑦	インターネットに関する事項	124
⑧	薬物に関する事項	127
⑨	消費者保護に関する事項	129
5	懲戒手続の概要	132
6	苦情の処理	135
7	公益通報制度	138

はじめに

- 1 国家の最も基本的な任務である国の防衛を担う組織である防衛省・自衛隊は、国民の信頼が得てこそ、その役割が全うされるものである。しかし、不祥事がひとたび起これば、これまで営々と積み重ねてきた自衛隊に対する国民の信頼は瞬時に崩壊し、これを回復するには大変な努力を必要とする。
- 2 自衛隊情報流出、イージス情報流出、前防衛事務次官による収賄など、近年、相次いで発生した不祥事を受け、平成19年12月に、官邸に防衛省改革会議が設置され、報告書が昨年7月に出された。報告書に示された提言には、「規則遵守の徹底」があげられた。本書は、その提言実現の一環として、作成されたものである。
- 3 隊員が規則を遵守するためには、まず、幹部隊員が率先垂範して、規則遵守に努めなければならない。隊員として理解すべき関係法規類は広範多岐に亘り、その習熟には多大な時間と労力を要するため、本書は、多忙である幹部隊員が、容易に理解できるように、理解すべき規則等を取りまとめた解説本となっている。本書が、幹部隊員の規則の理解の一助となるとともに、部下隊員の服務指導の参考資料として役立てば幸甚である。

平成21年6月

【報告書の提言における「規則遵守の徹底」に係る部分

～防衛省改革会議報告書から抜粋～

防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を回復するためには、何よりも、幹部職員をはじめとして、法令など様々な規則の遵守という基本に戻らなければならない。圧倒的多数の自衛隊員にとって、今更言うまでもないことである。しかし、自らには規則を適用されないと考えた人物が、防衛省・自衛隊の事務方のトップたる事務次官を務め、自衛隊員の倫理保持の実務上の責任者である倫理監督官たる地位を有していたということは事実であった。さらにルールを自らのものとして真剣に考えこれを遵守するという態度が徹底していれば、例えば、補給艦「とわだ」航泊日誌誤破棄事案や護衛艦「しらね」の火災、情報の流出、調達に関わる業者との癒着といった不祥事案は起きなかったであろう。

隊員一人ひとりに自発的な規則遵守意識が浸透し、組織風土として定着するよう、適切な施策を講じていくことが必要である。(中略)

(1) 幹部職員の規則遵守の徹底

防衛省の最高幹部であった前事務次官自らが規則を守っていなかったことは、国民の自衛隊に対する信用を失墜させたのみならず、規則を遵守し日々まじめに任務を遂行している圧倒的多数の自衛隊員に大きな衝撃を与えた。幹部自らが規則を守らない組織で、いくら部下に規則遵守を語っても、その効果はない。規則遵守は、幹部職員が率先垂範するという姿勢から始まらなければならない。

(2) 規則遵守についての職場教育

隊員一人ひとりに自発的な規則遵守意識が浸透し、組織風土として定着するためには、職場教育などの施策を講じていくことが必要である。隊員の自発的な規則遵守を促す最大の要因は、隊員の高い任務意識である。いたずらに規則遵守の形式を求めるのではなく、規則の制定目的や趣旨を十分に理解させた上で、自衛隊の任務遂行を担保するための規則遵守という視点で指導、教育を行うべきである。

2 服務の基本

◎ 服務とは

服務とは、一般に組織の目的が営利たると非営利たるとを問わず、その組織を維持し、その目的を統一的・能率的に達成するため、組織内の勤労者に要求される規律で、その内容は、勤労者が職務を行う際に守るべき規律はもちろん、必要に応じて勤務時間外、職場外において守るべきものまでも含めたものと解されている。



隊員の場合、

国家公務員であり、かつ防衛という任務に従事する特別職として位置付けられている。

したがって、民間企業に勤務する者や一般職国家公務員には存しない特殊な義務（常時勤務態勢や指定場所居住義務、団体等の結成の禁止等）が存在する。

- ◎ 「服務の本旨」は、隊員の服務の根本基準であり、
「自衛官の心がまえ」は、服務の本旨を受け、自衛官としての心がまえについて、基本となるべき事項をのべたもの。自衛官の精神教育において準拠とすべきもの。

① 服務の本旨

～ 隊員の服務の根本基準となるべき心がまえ ～

服務の本旨は、自衛隊法第52条に規定されている。

隊員が任務を遂行する上で、最も大切なものは、各自が任務を完遂するという気構えである。いかに編成・装備が整備されていても、隊員が精強でなければ、有事即応の態勢をとることはできない。直接侵略、間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とする自衛隊にあって、隊員は、その行動において、必然的に生命の危険を伴うため、極めて強い精神力が必要とされる。

本条の主旨を整理すれば、

- ① 自衛隊の使命を自覚すること
- ② 一致団結して、厳正な規律を保持すること
- ③ 優れた人格を形成すること
- ④ 責任感をもって、職務の完遂に努めること

にまとめられる。

＜ 自衛隊法 ＞

(服務の本旨)

第五十二条 隊員は、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもって専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に努め、もつて国民の負託にこたえることを期するものとする。

(2) 自衛官の心がまえ

～全自衛官を対象とし、精神教育において準拠とすべきもの～

「自衛官の心がまえ」は、昭和36年に制定された。

本文において、「自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。」とし、その基本となる5つの項目を示している。

「自衛官の心がまえ」には、本文と解説があり、この両方をあわせて精神教育の範囲となる。

<自衛官の心がまえ>

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。

その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあつとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その

最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもたなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもつて職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

- (1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- (2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- (1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- (2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- (1) 勇気と忍耐をもつて、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。
- (2) 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その持場を守りぬく。

4 規律の厳守

- (1) 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- (2) 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

- (1) 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- (2) 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

＜自衛官の心がまえ＞（解説）

1 使命の自覚について

- (1) われわれは日本の国土及び国民に誇りをもち愛着を感じる。わが祖先はここに住みかつ勤め励んで、多くの貴いものをわれわれに残してくれたのである。

この国を守ることはわれわれの当然の義務であり、これにわれわれの努力の成果を加えて次の世代に送るのでなければ、その任務を果たし得たということではできない。

これがためには、国がその独立を確保し平和を維持することが根本である。さいわいにしてわが国民は、今日までその上に降りかかるいくたびかの災厄にもかかわらず、民族と国家の統一を持続することができた。

しかしながらこのような民族と国家の統一は、他の多くの民族がつねに享受しているものではない。国の独立と平和を保ち、国民がみずからの生活を擁護することがいかにむずかしく、また激しい試練に耐えて行かねばならないかは、各国の興亡盛衰の跡が物語っている。

歴史によれば、侵略と破壊は思わざるときに思わざる形において突如として起こり、きようの平和はたちまちあすの混乱と化す事実が、人類社会においてあまりにしばしばくりかえされていることがわかる。

したがって、国を愛し民族の行末を思うものは、誰しも国の危急の際を憂慮しこれにそなえるため、ことなきときにこそ周到な用意が必要であることを知っている。

このような憂慮を国民とともにわかっ心が、われわれをすすんで防衛の任務に参加せしめたのである。

- (2) したがって防衛の任務に対する自覚は、国民としての当然の責任感に由来する。それは国民のもつ国家及び同胞に対する責任感であり、良心に発するものである。

次にそれは法律により義務づけられる。防衛の任務に服するものにとつて、法律はそれにふさわしい権限を与え、規制を設け、行為を要求する。国民の負託と信頼を受ける自衛官は、国家の定めた法律に従つてその義務を遂行しなければならない。

このように防衛の責任は、国民としての責務に発し、かつ法律に基くものである。

2 個人の充実にについて

- (1) 組織の根本は人である。高い水準の社会が個人の教養と節度がなければ維持できないように、すぐれた防衛の組織はそれにふさわしい各人の精神と能力がなけ

れば存立し得ない。

このような精神と能力は、本来各人の自発と努力に基づく不断の修練により到達し得るところのものである。みずからの力に頼る気風がなければ、真の士気は高揚せず、個性の伸展はなく、したがって個人の充実は望むことができない。

個人の充実にとり最も重要なのは、積極的でかたよりのない性格を形成することである。この性格はとりもなおさず、正しい判断力、協力の精神及び真の道義的勇気をそなえた立派な社会人としての性格であり、修練を経て精強なる自衛官となる素地をなすものである。

実際において過去の戦いの歴史をみると、戦場にあつて最も勇敢に戦うことのできた勇士達の多くは、このような性格の持主であつた。

- (2) このような性格を形成するため特に必要な要素は、知性、自発率先、信頼性及び体力である。

まず知性であるが、暗愚や狂信を退け理性により思慮行動するとき、視野は広まり、自信が生まれ、判断と行為は精確で妥当なものとなる。

次に自発心をもつて率先し、つねに建設的な創意と責任をもつてみずからことを処理する能力は、機と変に応じ迅速確実な行動をとる素地となる。

さらに、信頼性をそなえること、すなわち言動を重んじ、約束を守り、礼儀をわきまえ、質素であり、誠実であつて節義を失わない志操は相互の信頼の基礎となるものである。

最後に身体の練まは、持久力と敏しようさを身につけ、迅速な決断力と不屈の遂行力をつちかうのみならず、集団による適切な体育活動は、協力、勇敢及び犠牲の気風をさかんにする。

このような要素を陶やし、独善と偏見、卑劣な利己心にゆがめられることのない強く正しい性格を伸展せしめることによつて、品位と勇氣ある性格が養われ、個人の力は充実し、組織はその精華を発揮できるのである。

3 責任の遂行について

- (1) 人は家族、社会人及び国民としてそれぞれ対応する義務を持つており、それらの義務を果たすことによつて、はじめて家庭、社会及び国家に、安定と秩序のみならず、向上と繁栄をもたらすことができる。

自衛官はその職務を果たすことにより、侵略と破壊からわが国の平和と独立を守るのであるが、その主たる職務は防衛のための戦闘であり他と異なる特色をもつ。

その職務は、危険と困難をかえりみず身を死生の間におくことによつて遂行される。それは勇氣と忍耐をもつて率先てい身することによつてはじめて遂行でき

る職務である。すなわち卑きようをいやしみ、周到で敢為、沈着で果断でなければならず、忍苦よく自制し、困苦と欠乏にさいなまれても、その操守はますます堅く、誠実と献身を貫く闘魂が必要である。

- (2) 各人の受けもつ職務は、相互の関連がきわめて強く、それぞれの職務の成果いかんはただちに部隊の安危に影響を及ぼす。攻守における各人の進退は、自分一己の利害を越えたものである。

自分の職務を果たすことは、同時に僚友の職務を援助し全体につくす道である。自分一己の労を惜しんでどうして国民の幸福と安寧につくすことができるであろうか。僚友を援助し、公に奉仕する心をもつて最後まで自分の持場を守りぬく責任感、人としての良心から生まれるものである。

しかしながら、絶えまない危険と困難のなかにあつて、相互に気脈を合わせつ職務の成果を確実にあげることは容易なわざではない。

これがため自衛官はつねに学習に励み、訓練と演習はいかに厳しくても、それによつて実地の研究を怠らず、知識の基礎を確実にし、応用をゆたかにし、すぐれた戦術と練達した技能を身につけなければならない。たゆむことのない進歩と創造のための努力はつぎることのない力の泉である。

4 規律の厳守について

- (1) 立派な社会には自由のうちに規律があり、自制と責任ある行為が重んぜられ、おのずから公共の精神がそなわっている。

規律は組織を統制し、一つの目的に向かわしめるものであり、全体のためになすべきこと、なすべからざることを要求する。この要求をみたすため、各人は組織の有する使命を自覚し、法令を遵守し、自己を制御し、統制に服することにより組織に生命と力を与えなければならない。

自衛隊はその規律の基礎を戦闘におく。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにある。したがつて規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役に立つものでなければならぬ。

厳正な規律によつてのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である。

- (2) 真の規律は理性ある服従の状態といわれる。それはもし服従が盲目的なものか、あるいはみせかけのものであるならば、真の規律とはいえないという意味である。

真の規律を確立するためには、命令はつねに適切であることを必要とし、受令者が自覚自律して積極的に服従する気風をつくりあげなければならない。

よい命令をする者は必ずよい服従をする者であるといわれる。よい命令はその内容が正しい核心をつき、服従する者の心の琴線に触れるものである。

服従の真価はみずから進んで行なうところにある。よい服従は表裏のない誇りをもった服従であり、それは自律にまで高めることができる。自衛隊の使命を思うとき、組織に生命と力を与えるためにする服従は、忠誠であり、協力であり、使命に生きる自覚と誇りをあらわすものである。

5 団結の強化について

- (1) すぐれた指導の下にある団結心の強い集団は、その活動に際し潜在的な威力を発揮する。

部隊は団結によつて士気を鼓舞され、精強を発揮する。部隊の団結の核心は指揮官であり、指揮官は統率の責任者である。

指揮官はまた人間としてよい指導者でなければならず、よい指導者のみが各人のうちに潜む力を自覚せしめ、その能力を遺憾なく創造発揮せしめる感化力をもつ。

真の尊敬や忠誠は、けつして命令や要求のみにより生まれるのではなく、部下を感化教導する道義的な指導力と表裏一体となり、はじめて全きを得るのである。

指揮官は職責の重きを思い、部隊の任務を究め、責任を明確にし、熟慮と決断をもつて率先してみずから行なうとともに、部下に対してはつとめて接触を深め、身上に意を用い、苦楽を共にし、心と心の結合により生氣はつらつたる気風を振作しなければならない。

- (2) 部隊の団結は、指揮官の統率いかに負うところ大なるものがあるとはいえ、その団結をささえる終極のものは、各人の自覚であり、協力であり、献身である。

すぐれた指揮官に統率され協力と献身の気風のみなきる部隊が、顕著な業績に対する誇りと困難に対する持久力の確信をもつとき、そこに部隊の伝統精神が生れる。

この伝統精神は、部隊がその活動を通じて風雪に耐え、さらに苦難と試練を重ねるに従つていよいよその精華を発揮し、強制によること少なくしてますます厳正な規律を生むに至る。

このような気風のなかに、はじめて人間として深い交りが結ばれ、つねにくさの庭に立つことあるべき同志としての心のつながりができるのである。

このつながりは、一つの部隊の内部にとどまらず上級と下級、隣接相互、前線と後方、さらにすすんで陸、海、空と部隊はわかれても、相互の任務を理解し尊重することにより、ますます深く強くななければならない。

協力と献身によつて結ばれる全体の断つことのできない連帯は、やがてまた国民と自衛隊を結ぶ強いきずなとなるのである。

[解説]

○ 前文について

- 1 日本国の理想と日本国がその理想をもって世界の平和に尽くす。その前提をなす基本条件は、国が建ちゆくための防衛である。
- 2 防衛というものは、各国がおのこの自ら助くる力を整えて、その上で、いろいろな集団安全保障等によって、相対的に自国の安全を確保するという現実がある。
- 3 自衛隊は民主主義下の防衛力である。

自衛隊は国民とともに存在するものである。

- ① 自衛隊の統率という点にも表れている。国会議員の中から選ばれた総理大臣が、国会に対して責任を負いながら、最高の統率者となっており、これは民主主義的な軍隊統率の形式である。
- ② 自衛官の精神の基盤は、健全なる国民精神～自己を高め、人を愛し、民族と祖国を守ること～である。

○ 使命の自覚について

- 1 (1) は防衛出動を主に、(2) は治安出動を主に記載している。
- 2 道義と法律上の義務との二重の自覚が必要である。

自衛官は、国民として当然守るべき道義を一般の国民よりより強く持ち、さらにこの使命を法律上の義務として自分に課している。

○ 個人の知能と責任

- 1 積極的で責任の重い人間は、責任の重い人間ではない。積極的で責任の重い人間は、責任の重い人間になること。
- 2 「知性」「自覚率統」「信頼性」「体力」は、積極的で責任の重い人間を作るための、一番指導的な要素であり、決定的な要素。

米軍では某戦線で、非常に勇敢な兵士と臆病な兵士というものが取問後ばかりしてきたので、双方のグループがどういう特徴をもったかという調査を行った。その結果概要は、勇敢な兵士は、「知能」や「体力」が臆病な兵士よりすぐれている。「貯金」について、階級により多い少ないはあるが、一般に勇敢な兵士は臆病な兵士よりたくさん持っている。また、勇敢な兵士は「スポーツ」「リクレーション」に、積極的に参加し、さらに、勇敢な兵士の家庭は向上的な雰囲気がある。つまり、全てにバランスの取れている人間が実際に勇敢であったという結果になっていると思われる。こういった考えが本項目の基礎になっている。

○ 責任の遂行について

- 1 責任は職務に対応する性質を持っている。
自衛隊の職務の特質は、第1に「危険と困難」、第2に「連帯性」をもっている。
- 2 「危険と困難」に対しては、勇氣と忍耐、そして身を挺して任務を遂行すること以外にない。
- 3 自衛官の「連帯性」(連帯責任)は、個人の攻守、進退が直接戦場において同僚や部隊の死命にかかわる性質を持っており、他の一般の職業におけるものよりも重要である。

自己を高めるとともに、人を愛することなく、社会は成り立たず、その基本の思想が軍隊では戦友愛、あるいは部隊に対する愛情というものに変わっていく、ここに連帯性というものをささえる精神的な繋がりがあ

○ 規律の遵守について

1. 自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。

戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異なっている。自衛隊は、規制された範囲内で権限を行使するという点からみると、法令遵守は非常に重要である。

(ソクラテスは「法令を遵守する国民が一番強い」といっている。)

2. 命令を適切にするとともに自覚に基づく積極的服従の習性を育成する。

理性ある規律の確立には、常日頃から命令を適切に出すことを幹部として努力しなければならないが、一方部下は、その命令を心から理解し、積極的に服従する習性をつけておくことが非常に重要。不当な命令はできるだけなくし、理性ある服従を求めるよう努力すべきことは当然である。特に、上級幹部にいたるほど、重要である。最高指揮官以外は、如何なる高級者も命令者であるとともに服従者であるということに徹すべきである。「よく服従するものは、その命令も立派である」と昔から言われている。

○ 団結の強化について

- 1 「上下の関係」では、幹部としては統率が非常に重要。部下は、よき統率には進んで従うものである。
- 2 「職種間」「陸海空」での仲間割れがないようにするため、相互に理解し合うことが第一である。戦略及び戦術の必然性からみても、他なくして自らは立たないというところまで自分に言い聞かせる境地に到達すべきである。

(3) 服務の宣誓

< 自衛隊法 >

(服務の宣誓)

第50条 隊員は、防衛省令で定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

(解説)

- ① 隊員は、服務の本旨を忠実に履行することを誓わしめるため、服務の宣誓を行うよう義務づけられている。
- ② 自衛隊法施行規則によれば、一般隊員、学生、即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補及び幹部自衛官に分けて、それぞれ服務の宣誓を行うよう定められている。このような区分を設けたのは、それぞれの職責に応じた自覚を促すためのものである。
- ③ 誰に対して宣誓を行うかについては、「昭和22年、はじめて国家公務員法を制定したとき、この宣誓は主権を有する日本国民に対してするものというのが政府側の国会で示した見解であった。」(浅井清 国家公務員法精義401項)といわれている。隊員も国家公務員であるので、この趣旨は隊員の服務の宣誓についても該当するものと解される。

ア 一般のサービスの宣誓

< 自衛隊法施行規則 >

(一般のサービスの宣誓)

第39条 隊員(学生、予備自衛官等及び非常勤の隊員(法第44条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員を除く。第46条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印してサービスの宣誓を行わなければならない。学生、予備自衛官等又は非常勤の隊員が隊員となつたとき(法第70条第3項又は第75条の4第3項の規定により予備自衛官又は即応予備自衛官が自衛官となつたときを除く。)も同様とする。

宣誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもつて専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて職務の完遂に務め、もつて国民の負託にこたえることを誓います。

イ 学生のサービスの宣誓

< 自衛隊法施行規則 >

(学生のサービスの宣誓)

第40条 学生となつた者は、左の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印してサービスの宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、防衛大学校学生(防衛医科大学校学生)たるの名譽と責任を自覚し、日本国憲法、法令及び校則を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、全力を尽して学業に励むことを誓います。

ウ 幹部自衛官の服務の宣誓

< 自衛隊法施行規則 >

(幹部自衛官の服務の宣誓)

第42条 幹部自衛官に昇任した者は、左の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。

宣誓

私は、幹部自衛官に任命されたことを光栄とし、重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操のかん養と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もつて部隊団結の核心となることを誓います。

2. 幹部自衛官として採用された者は、第39条の規定による服務の宣誓及び前項の規定による服務の宣誓をあわせ行うものとする。

エ 陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約

< 自衛隊法施行規則 >

(陸士長等、海士長等及び空士長等の誓約)

第59条 陸士長、海士長又は空士長以下の自衛官として新たに又は引き続き期間を定めて任用された隊員（任期付自衛官を除く。）は、次の誓約書に署名押印しなければならない。

誓約書

私は、二年（又は三年）の任用期間中はみだりに退職することなく、自衛官としての職務を執行することを誓約いたします。